平成２３年（フ）第６０号
長野県大町市平2792番地１
債務者　荒井　洋美
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第８号
長野県諏訪郡下諏訪町4488番地74　金子アパート202、前住所長野県諏訪郡下諏訪町6271番地２　浜アパートＡ－５
債務者　新津　シゲ
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第９９号
長野県飯田市大門町122番地５
債務者　伊原　宏恵
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第７号
岐阜県高山市三福寺町810番地132
債務者　橋本　京子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
静岡県三島市東本町２丁目８番44号　石井ハイツ202
債務者　鈴木美恵子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３９号
静岡県駿東郡長泉町下土狩370番地の１
ディアドール長泉505号
債務者　仲野矢住子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第６１号
静岡県沼津市原1487番地の１　市営原団地Ｄ９―301
債務者　石渡由美子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２６号
三重県四日市市富田一色町11番10号
債務者　佐藤　幸代
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
三重県桑名市新西方５丁目304番地　シャイン新西方２Ｄ
債務者　木下　和子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
三重県四日市市笹川９丁目15番地６
債務者　藤田　忠彦
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第７５号
兵庫県伊丹市南鈴原４丁目77番地サンセール302号
債務者　平井　俊之
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第８１号
兵庫県川西市平野１丁目13番14号103、前住所神戸市兵庫区駅南通２丁目２番22―203号
債務者　藤江　順子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第８５号
兵庫県宝塚市旭町２丁目12番13―205号、前住所兵庫県西宮市山口町上山口１丁目６番12号
債務者　庄治　　薫
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第８７号
兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘４丁目６番地８
債務者　梶野ちひろ
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第９０号
兵庫県川西市萩原１丁目２番24号
債務者　川崎　　瞳
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第８６号
兵庫県尼崎市金楽寺町２丁目33番25号
債務者　奥　　久美
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１１２号
兵庫県尼崎市蓬川町302番地の17　市営蓬川住宅301号
債務者　増田　博美
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係